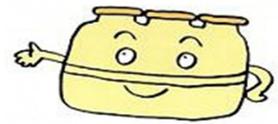


浄化槽使用の手引き



浄化槽は、日頃の保守管理が悪いと、においなどでご近所にも迷惑をかける事になり、川や海までも汚してしまいます。

運転状況をチェックし、浄化槽の異常・故障を早期発見し機能を維持するために、新潟県に登録されている裏面の保守点検業者に委託し、適正管理をしてください。

また、浄化槽を使用する場合は、浄化槽法で次のことが義務付けられています。

■ 浄化槽使用開始

「浄化槽使用開始報告書」提出
※ 使用開始後、30日以内に提出

■ 7条検査（竣工検査）

設置後の水質検査（使用開始後3か月から8か月間に実施）

→（一財）新潟県環境衛生研究所が実施

TEL 0256-93-1010

※ 料金：11,200円（5～10人槽）

12,600円（11～20人槽）

■ 保守点検（点検・調整・修理）

浄化槽の正常な働きを保つために運転状況や汚泥のたまり具合、配管等のチェック、消毒剤の補充等を行います。

※ 4か月に1回実施（使用している浄化槽や使用状況によって点検の間隔は異なります。）

■ 11条検査（定期水質検査）

保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、放流水の水質が環境保全上支障がないか検査を行います。（年1回実施）

※ 料金：4,100円（5～20人槽）

※ 採水と現地検査は保守点検業者が実施

※ 水質検査は、（一財）新潟県環境衛生研究所が実施

■ 清掃（汚泥の引出）

浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜きや、洗浄・清掃を行います。

※ 年に1回以上実施

こんな時は届出が必要です

- 浄化槽の使用を開始したとき→「浄化槽使用開始報告書」
- 売買等で所有者に変更があったときや世帯主の方が亡くなられて、管理者に変更があったとき→「浄化槽管理者変更報告」
- 下水道に接続したときや、家を取り壊して、浄化槽を廃止されたとき→「浄化槽使用廃止届」

■三条市 HP「浄化槽に関すること」

https://www.city.sanjo.niigata.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyo_pet/kankyo_eisei/9/4984.html



■浄化槽法に関する問合せ先

担当課	住所	電話番号	備考
三条市 市民部環境課	三条市旭町2丁目3番1号	34-5511(代表) 34-5558(直通)	

■保守点検を定期的に行いましょう

登録業者氏名又は名称	住所	電話番号	備考
(有)馬場福ビル管理	三条市林町2丁目4番1号	34-7202	
(有)サンビル総合管理	三条市松ノ木町7番38号	38-1105	
(株)みつみ環境	三条市泉新田60番地	0120-323-039	
(有)下田環境衛生社	三条市飯田1183番地1	46-4490	
(株)サンケー企画	三条市西大崎1丁目2番33号	31-5277	
(株)功明社	三条市三竹2丁目13番34号	35-4011	
(有)裏館衛生社	三条市西裏館2丁目1番17号	33-2301	旧三条市と旧栄町の区域
(有)大野畑衛生センター	三条市大野畑2番50号	32-0495	
(株)鈴木清掃事業所	三条市直江町3丁目5番51号	33-3235	旧三条市と旧栄町の区域
(株)三条衛生社	三条市貝喰新田3055番地1	45-0388	
(有)加茂設備工業	加茂市千刈1丁目4番15号	52-1219	

※令和7年4月現在

※特定の事業所等のみを保守点検する業者は、掲載を省略。

■清掃を定期的に行いましょう

登録業者氏名又は名称	住所	電話番号	備考
(株)みつみ環境	三条市泉新田60番地	0120-323-039	
(有)下田環境衛生社	三条市飯田1183番地1	46-4490	
(株)功明社	三条市三竹2丁目13番34号	35-4011	
(有)裏館衛生社	三条市西裏館2丁目1番17号	33-2301	旧三条市と旧栄町の区域
(有)大野畑衛生センター	三条市大野畑2番50号	32-0495	
(株)鈴木清掃事業所	三条市直江町3丁目5番51号	33-3235	旧三条市と旧栄町の区域
(株)三条衛生社	三条市貝喰新田3055番地1	45-0388	

■指定検査機関（新潟県指定）

検査機関名	住所	電話番号
(一財)新潟県環境衛生研究所	燕市吉田東栄町8-13	0256-93-1010

三条市役所市民部環境課 環境衛生係
〒955-8686 三条市旭町2丁目3-1
TEL: 0256-34-5558(直通)
0256-34-5511(代表)
FAX: 0256-32-6615